

武力紛争法の「人道化」観念の内実

川岸, 伸
静岡大学 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7162078>

出版情報 : 法政研究. 90 (3), pp.189-202, 2023-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



武力紛争法の「人道化」観念の内実

川 岸 伸

はじめに

- 1 Meron による一連の著作
- 2 「人道化」観念を構成する要素
 - 2.1 定義
 - 2.2 例示
 - (1) 相互主義の変化
 - (2) 捕虜の送還についての権利
 - (3) 「武力紛争」の区別の相対化
 - 2.3 限界

終わりに

はじめに

非国際的武力紛争を規律する武力紛争法は、1990年代中期以降、劇的に変化した⁽¹⁾と言われている。これ以前においては、条約上にせよ、慣習国際法上にせよ、せいぜい、1949年ジュネーヴ諸条約共通第3条（共通第3条）の規制と1977年ジュネーヴ諸条約第2追加議定書（第2追加議定書）の規制が存在するに過ぎなかった。⁽³⁾

(1) 「戦争法」、「武力紛争法」、「国際人道法」の各用語の意味については、若干のニュアンスの違いがあることがしばしば指摘されてきた。例えば、Robert Kolb, *Ius in bello: Le droit international des conflits armés* (Helbing Lichtenhahn and Bruylant, 2009), pp. 11-15. もっとも、本稿が考察対象とするMeronによる一連の著作は、これらの用語をほとんど区別することなく使用しているものと思われる。そこで、本稿は、引用を訳出する場合を除き、便宜上「武力紛争法」の用語を統一的に使用することにする。

(2) Sandesh Sivakumaran, *The Law of Non-International Armed Conflict* (Oxford University Press, 2012), p. 54.

共通第3条と第2追加議定書をめぐっては、ジュネーヴ法と呼ばれる武力紛争犠牲者保護に関する規則（武力紛争犠牲者保護規則）がほとんどを占め、ハーグ法と呼ばれる敵対行為に関する規則（敵対行為規則）は僅かしか見出すことができない⁽⁴⁾。この理由から、共通第3条と第2追加議定書の内容については、重大な不備があることがしばしば指摘されてきたのである。しかし、その一方で、この状況を一定程度克服する新展開が1990年代中期以降出現することになる。それが国際刑事裁判、とりわけ、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）の判決に他ならなかった。

このうち、Tadic事件上訴裁判部中間判決はその後のICTYの実践の出発点となる画期的な判決となる。同判決は、慣習国際法上、敵対行為規則が非国際的武力紛争に適用されることを判断した。この判断を示すにあたって、同判決は、慣習国際法上、国際的武力紛争に適用される敵対行為規則を非国際的武力紛争に導入するという方法に立脚することになる⁽⁶⁾。同判決の「国際戦争において、非人道的であり、結果として禁止されることは、内戦においても、非人道的であり、許容されないと⁽⁷⁾言わざるを得ない」の一節は、この点を表した。なぜならば、この一節は国際的武力紛争において禁止されることが非国際的武力紛争においても禁止されることを意味しているからである。慣習国際法上、国際的武力紛争に適用される敵対行為規則が非国際的武力紛争に導入されれば、両者に同じ内容の敵対行為規則が適用されることになるため、⁽⁹⁾「武力紛争」の区別は相対化されることになる。

(3) 共通第3条と第2追加議定書以外で言えば、1954年「武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約」第19条を挙げることができる。しかし、これはあくまでも特定の主題に関係するものであることに注意しなければならない。

(4) 真山全「ジュネーヴ諸条約と追加議定書」国際法学会（編）『日本と国際法の100年 第10巻 安全保障』（三省堂、2001年）174頁。

(5) Sivakumaran, *supra* note 2, p. 54.

(6) Sandesh Sivakumaran, "Re-envisioning the International Law of Internal Armed Conflict," *European Journal of International Law*, Vol. 22 (2011), pp. 228-232.

(7) ICTY, *Prosecutor v. Tadic*, Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction, Appeals Chamber, para. 119.

(8) Sivakumaran, *supra* note 2, pp. 57-58.

(9) この「武力紛争」の区別の相対化を支持する論者は多い。例えば、James Stewart, "Towards a single definition of armed conflict in international humanitarian law: A critique of internationalized armed conflict," *International Review of the Red Cross*, Vol. 85 (2003), pp. 313-350; Emily Crawford, "Unequal before the Law: The Case for the Elimination of the Distinction between International and Non-international Armed Conflicts," *Leiden Journal of*

注目すべきは、この「武力紛争」の区別の相対化については、多くの論者が武力紛争法の「人道化」という観念に依拠することによって理論的に理解してきた⁽¹⁰⁾ということである。では、武力紛争法の「人道化」という観念とは、そもそも、どのようなものとして把握することができるのだろうか。この点については、いずれの論者も、多かれ少なかれ、Meronによる一連の著作に言及した上で、説明してきた⁽¹¹⁾ものと思われる。そこで、本稿はMeronによる一連の著作を考察対象とすることによって武力紛争法の「人道化」という観念の中心的な部分を解明することを目的とすることにする。この目的を考慮して、第1に、Meronによる一連の著作を簡単に紹介し、考察対象として最も適当と考えられる著作を提示することにした⁽¹⁾。この点を踏まえた上で、第2に、当該著作の内容を検討しながら、「人道化」という観念を構成する要素のそれぞれに関して分析することにした⁽²⁾。

1 Meronによる一連の著作

1930年、Meronはポーランドにおいてユダヤ系民族の中流階級の家族の下に生まれた。もっとも、第2次世界大戦の余波を受け、1945年にMeronはポーランドからイスラエルに移り住むことになる。イスラエルのヘブライ大学、米国のハーバード大学、イギリスのケンブリッジ大学において国際法教育を受けたMeronはイスラエル外務省に勤務した後、1977年にニューヨーク大学の教授として米国に移住した。それ以降、Meronは、国際法学者として活躍することは勿論、多くの実務に携わることになる。おそらく最も良く知られているのは、ICTYとルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の判事を2001年の当選以降務めてきたことだろう。Meronは、ICTYについては、計4回裁判長を務めることになった⁽¹²⁾。

International Law, Vol. 20 (2007), pp. 441-465.

(10) 代表的な論者として、例えば、Theodor Meron, “The Humanization of Humanitarian Law,” *American Journal of International Law*, Vol. 94 (2000), pp. 260-263; 真山全「武力紛争法と人道化逆説——付随的損害の扱い——」『世界法年報』第36号（2017年）7頁；新井京「武力紛争法を通じた共存——ハイブリッド戦争の時代——」『論究ジュリスト』第37巻（2021年）83頁。

(11) 例えば、真山「前掲論文」（注10）7頁；新井「前掲論文」（注10）83頁。

(12) Meronの詳細な経歴については、Aleksi Peltonen, “Theodor Meron and the Humanization of International Law,” in Immi Tallgren and Thomas Skouteris (eds.), *The New Histories of International Criminal Law: Retrials* (Oxford University Press, 2019), pp. 224-226.

この経歴において Meron は膨大な数の論文と著書を公表している。Meron の主要な研究対象は、武力紛争法、国際人権法、国際刑事法であった。中でも、特筆すべきは、Meron が武力紛争法の個別的論点の検討にとどまらず、個別的論点の検討を統合しながら武力紛争法の理論的枠組みの構築にも取り組んだということである。武力紛争法の「人道化」という観念はこの取り組みの成果であると捉えることができる。⁽¹³⁾ 2000年に米国国際法雑誌に公表した「人道法の人道化」と題する論文⁽¹⁴⁾は、この成果に直接関連するものであると思われる。そこで、この著作を最も適当な考察対象として取り上げることにする。本論文以外で言えば、2006年のハーグ国際法アカデミー一般講義に当たる「国際法の人道化」と題する著書⁽¹⁵⁾、2011年のハンガリー Marek Nowicki 記念講演に当たる「戦争法の人道化」と題する論文⁽¹⁶⁾もこの成果に直接関連するものであると思われる。もっとも、これら著作の内容については、本論文の内容を繰り返している箇所、さらに要約に過ぎない箇所が多く見られることから、あくまでも本論文の内容を正確に理解するために補足的に用いることにする。

2 「人道化」観念を構成する要素

2.1 定義

では、そもそも、武力紛争法の「人道化」という観念はどのように定義されるのだろうか。Meron は、「人権と人道原則によって大幅に駆り立てられるプロセスである⁽¹⁷⁾」とし、「国家の利益から個人・住民の権利へと〔武力紛争法の〕力点に変化している⁽¹⁸⁾」と説明している。従来、武力紛争法は、主に国家の利益を保護することを目的とするものであったけれども、人権と人道原則の影響を受けたことによって国家の利益より個人・住民の権利を保護することを目的とするものに変容を遂げるようになった。武力紛争法の「人道化」という観念は、このように定義されている

(13) Theodor Meron, "A Life of Learning," *ACLS Occasional Paper*, Vol. 65 (2008), p. 14.

(14) Meron, *supra* note 10, pp. 239-278.

(15) Theodor Meron, *The Humanization of International Law* (Brill, 2006).

(16) Theodor Meron, *The Making of International Criminal Justice: A View from the Bench: Selected Speeches* (Oxford University Press, 2011), pp. 42-61.

(17) Meron, *supra* note 10, p. 239.

(18) *Ibid.*, p. 243.

ことを Meron の説明から窺い知ることができる。⁽¹⁹⁾

人権は、国連憲章後に採択された国際人権条約に代表される国際人権法を意味している。Meron は、「戦争法の人道化は…国連憲章後に採択された国際人権条約によって最も推進されることになった」とし、この点を表している。注目すべきは、国際人権法が武力紛争法に大幅な作用を及ぼし、国際人権法と武力紛争法との間に融合化が生じていると Meron が認識しているということである。Meron は、「人権は国際人道法に多大な影響を与え、[国際人権法と武力紛争法という] 規範の間にパラレリズムを、さらにそれぞれの規範の人的・場所的適用可能性において収斂を相当程度作り出している」⁽²¹⁾と説明している。

では、武力紛争法の「人道化」という観念は、国際人権法が形成・展開する第 2 次世界大戦以降初めて可能となったのか。Meron が人道原則に着目しているという事実は、この問いへの解答が否定的なものであることを示唆している。本来、武力紛争法は軍事的必要性和人道原則という対立する要因を内在させるものである。もっとも、Meron は、「[軍事的必要性和人道原則という] 2 つの対立要因に与えられる比重は次第に変化してきた」⁽²²⁾とした上で、「人道的制約が新しい基準の規範的発展と確立において激しく促進されるものであった」とし、軍事的必要性より人道原則を重視する方向にあることを説明している。興味深いのは、この方向が 19 世紀、すなわち、国際人権法が形成・展開する第 2 次世界大戦以降の随分と前から観察されるものであったと Meron が認識しているということである。⁽²⁴⁾

このように Meron は、武力紛争法の「人道化」という観念をめぐっては、武力紛争法が、人権と人道原則の影響を受けながら、国家の利益を保護することより、

(19) 同様に、2006 年の著書において、Meron は、「人権と人道原則によって大幅に駆り立てられるプロセスである」(Meron, *supra* note 15, p. 1) とし、「国家中心から人間中心へと [武力紛争法の] 力点が変わっている」(*ibid.*, p. 2) と説明している。

(20) Meron, *supra* note 10, p. 245.

(21) *Ibid.*, p. 245.

(22) *Ibid.*, p. 243.

(23) *Ibid.*, p. 243.

(24) *Ibid.*, p. 243. Meron は、「戦争法内部の人道の要素は、1899 年と 1907 年の戦争法規慣例に関するハーグ条約のマルテンス条項によって要約されている」(*ibid.*, p. 245) とし、人道原則が 19 世紀のマルテンス条項によって典型的に表されているとしている。なお、2006 年の著書において Meron はこのマルテンス条項を詳細に検討している。Meron, *supra* note 15, pp. 16-29.

個人・住民の利益を保護することに主眼を変化させるようになったと定義している⁽²⁵⁾。このため、武力紛争法の「人道化」という観念は、国際人権法が形成・展開する第2次世界大戦以降は当然のこととして、それ以前から見受けられるものであったと捉えられている。では、武力紛争法の「人道化」という観念の定義をこのように解しつつ、どのようなものが例として挙げられるのか。Meronによる例示を考察することによって、この点を検討することにしよう。

2.2 例示⁽²⁶⁾

(1) 相互主義の変化

第1は相互主義の変化である。Meronは、「どの程度、人道法が相互主義に基づ

(25) 人権と人道原則以外としては、Meronは、世論・メディア・NGOが一定の役割を果たしたと認識している。Meron, *supra* note 10, p. 244. この点は、2006年の著書（Meron, *supra* note 15, pp. 3-4）、さらに2011年の論文（Meron, *supra* note 16, pp. 46-47）においても言及されている。

(26) Meronは、武力紛争法の「人道化」という観念に関する例として、多くのものを指摘する。本稿は、すべてを取り上げるのではなく、武力紛争法の「人道化」という観念をより良く観察することができると思われる3つの例に焦点を絞ることにしたい。なお、本稿が取り上げる3つのものの以外で言えば、Meronは、さらに3つのものを例として挙げている。そこで、ここに簡単に付言することにした。第1は、1949年文民条約における被保護者の定義である。これは1949年文民条約第4条の解釈に関連する。同条は、交戦国または占領国の権力内にある者であって、自国民でない者に適用されると規定している。この国籍要件があったことから、ユーゴスラビア紛争に顕著であったように民族紛争において同条を適用することが困難を極めた。ICTYは、Tadic事件上訴裁判部本案判決において、自国民でない者については、忠誠を持たない者と解釈することによって、たとえ自国民であっても忠誠さえ持っていなければ、1949年文民条約における被保護者となることができると判断している。Meron, *supra* note 10, pp. 256-260. 第2は、人道に対する罪における武力紛争との関連性である。ニュルンベルグ憲章は、人道に対する罪を戦時の犯罪行為に実質的に限定するものであった。このため、武力紛争との関連性なしに、人道に対する罪により訴追することができなかった。実際、ICTY規程第5条も、人道に対する罪の成立については、国際的武力紛争にせよ、非国際的武力紛争にせよ、武力紛争において実行されるものであることを要件とするものである。しかし、ICTYは、Tadic事件上訴裁判部本案判決において、慣習国際法上、人道に対する罪が武力紛争との関連性を求めるものではないことを判断することになった。同判決を契機として国際刑事裁判所（ICC）規程も、人道に対する罪については、武力紛争との関連性を求めないことになる。Ibid., pp. 263-266. 第3は、最低限の人道基準である。これは、そもそも、武力紛争に至らない事態については、武力紛争法が適用されない一方で、公の緊急事態を宣言することによって、逸脱することができる人権があることを懸念するものである。このため、武力紛争に至らない事態においても、最低限の人道基準として遵守すべきものを策定する試みがなされてきた。例えば、個人資格の専門家は、Turku宣言と呼ばれるものを作成し、逸脱することのできない人権を再確認する。Turku宣言それ自体は法的に拘束力を持つ訳ではなく、実効的ではないかもしれないものの、政治的・倫理的な誓約であっても、事態の改善に貢献することが期待される。Ibid., pp. 273-275.

く純粋に国家間の性格から変化したのかということについては、今や時代遅れとなった総加入条項と戦時復仇の問題を再考することによって見るができる⁽²⁷⁾」と説明している。そこで、総加入条項と戦時復仇を取り上げながら、相互主義の変化を見ることにする。

総加入条項の意義が今や失われていることは、周知の通りであるだろう。例えば、1907年ハーグ陸戦法規慣例条約は総加入条項を採用する代表例であった。このため、ニュルンベルグ裁判においては、一部の交戦国が条約当事国でなかったため、訴追の一部が困難となる。Meronは、「[1907年ハーグ陸戦法規慣例条約の] 総加入条項はニュルンベルグ裁判の完全性を脅かすものであった⁽²⁸⁾」と評している。しかし、Meronが引用するように、ニュルンベルグ国際軍事裁判所は「1939年までに、1907年ハーグ陸戦法規慣例条約に規定される規則はすべての文明国によって承認され、戦争法規慣例を宣言するものとして捉えられることになった」と判断し、この問題を克服している。すなわち、同規則は、条約としては総加入条項の効果から適用することが難しかったものの、慣習国際法を宣言したことから、慣習国際法としては総加入条項の効果を受けないまま適用することが可能となった⁽³⁰⁾。

戦時復仇が今や制限されていることも、周知の通りであるだろう。戦時復仇の制限の範囲は、1929年捕虜条約から1949年ジュネーヴ諸条約、1977年ジュネーヴ諸条約第1追加議定書（第1追加議定書）に至るまで拡大していった。確かに、文民への戦時復仇を禁止する第1追加議定書第51条6項については、軍事大国であるイギリスが留保を付している。Meronは、「第1追加議定書の復仇の完全な禁止は重大な問題を明確に提起し続けた⁽³¹⁾」と評している。しかし、ICTYは、Kupreskic事件第1審裁判部判決において、第1追加議定書第51条6項が慣習国際法を反映するものであると判断することになる。この判断に従えば、第1追加議定書第51条6項の規則と同じ内容の規則が、慣習国際法として、留保国であるイギリスに適

(27) *Ibid.*, p. 247.

(28) *Ibid.*, p. 247.

(29) *Ibid.*, p. 248.

(30) 周知の通り、1907年ハーグ陸戦法規慣例条約以降、条約上、総加入条項は排除されている。Meronは、1929年捕虜条約、1929年傷病者条約、さらに1949年ジュネーヴ諸条約が総加入条項を排除することになったことにそれぞれ言及している。*Ibid.*, p. 248.

(31) *Ibid.*, p. 249.

用される。Meronは、同判決のリーズニングに若干の疑義を呈する一方で、「禁止傾向が条約を超えることは明確である⁽³²⁾」とし、この判断を支持する。

確かに、相互主義の変化は、総加入条項の意義が失われていること、さらに戦時復仇が制限されていることに顕著に表れているように思われる。総加入条項と戦時復仇の各問題を検討した上で、Meronは、「それ故、相互主義の原則は、依然として戦争法において重要なものであるけれども、重大な変容を遂げることになる⁽³³⁾」と結論付けている。

(2) 捕虜の送還についての権利

第2は捕虜の送還についての権利である。Meronは1949年捕虜条約第118条に言及する。同条は「捕虜は、実際の敵対行為が終了した後遅滞なく解放し、且つ、送還しなければならない」と定めている。では、Meronは同条に関してどのような解釈を提示するのだろうか。Meronは、「圧力を受けないままに真正に送還を拒否する捕虜、とりわけ、人種、宗教、または政治的意見などを理由に本国における迫害を恐れる捕虜はどのように扱われるのか⁽³⁴⁾」と問題提起している。この論点に対して、Meronは、同条が「送還される捕虜の権利」、すなわち、捕虜という個人に権利を付与するのかどうかによって決まるとする。

この点については、Meronは、朝鮮戦争と湾岸戦争の実行を分析する必要があるとする。Meronによれば、朝鮮戦争においては、確かに、捕虜の意思にかかわらず、当該捕虜は本国に送還されなければならないと主張した国家がいたものの、それ以外の諸国はこの主張を受け入れなかった⁽³⁵⁾。Meronは国連の統合本部が「力による捕虜の送還は人道の基礎に合致せず、それ故、ジュネーヴ諸条約の精神に合致しない⁽³⁶⁾」と判断し、国連総会がこの判断を支持したとしている。朝鮮戦争の実行を考慮した上で、Meronは1949年捕虜条約第118条が「力によって送還されない[捕

(32) 同判決は、第1追加議定書第51条6項が慣習国際法を反映していると判断するにあたっては、マルテンス条項に依拠している。もっとも、これに対して、Meronは、「マルテンス条項の援用ではこの結論を正当化することはほとんどできない」(ibid., p. 250)と疑義を呈している。

(33) Ibid., p. 250.

(34) Ibid., p. 251.

(35) Ibid., p. 254.

(36) Ibid., p. 255.

(37) Ibid., p. 255.

虜の」権利」を定めていると解釈している⁽³⁸⁾。

朝鮮戦争においてのみならず湾岸戦争においても敵対行為終了後に捕虜が同意なしに本国に送還されなければならないのかということが争点となった。この点については、Meronは赤十字国際委員会（ICRC）の次の声明を引用しつつ、ICRCの実行に重きを置いている。すなわち、「ICRCとしては、『当該の人々が…特に一般的な送還が行われるにあたっては、本国に帰還することを望むのかどうかということ⁽³⁹⁾を決定することが許されなければならない』と考えた」と。湾岸戦争の実行を考慮した上で、Meronは1949年捕虜条約第118条が「自由選択することのできる〔捕虜の〕権利」を定めていると解釈している⁽⁴⁰⁾。

朝鮮戦争と湾岸戦争という2つの戦争に関する実行を踏まえながら、Meronは「実行は、朝鮮戦争において承認された『力によって送還されない〔捕虜の〕権利』から『自由選択することのできる〔捕虜の〕権利』にまで発展している⁽⁴¹⁾」と評している。このようにMeronは、国家の実行のみならずNGOの実行も含めることによって、1949年捕虜条約第118条に規定される捕虜の送還についての権利が、「力によって送還されない〔捕虜の〕権利」にとどまらず、「自由選択することのできる〔捕虜の〕権利」までも意味すると解釈している⁽⁴²⁾。いずれにせよ、この解釈に従えば、同条は捕虜という個人に権利を付与する。

（３）「武力紛争」の区別の相対化

第3は、すでに本稿の冒頭において紹介している、「武力紛争」の区別の相対化である。良く知られているように、「武力紛争」は国際的武力紛争と非国際的武力紛争に区別され、それぞれの形態に適用される武力紛争法上の規則の内容は異なるものであった。このため、ある紛争が国際的武力紛争として分類されるのか、それとも非国際的武力紛争として分類されるのかという紛争分類は、どのような内容の武力紛争法上の規則が適用可能となるのかということを決定する。Meronは、「紛

(38) *Ibid.*, pp. 255-256.

(39) *Ibid.*, p. 256.

(40) *Ibid.*, p. 256.

(41) *Ibid.*, p. 256.

(42) この結果、Meronは、「実行は事実上〔1949年捕虜条約〕第118条を書き直している」（*ibid.*, p. 256）とした上で、「解釈は同条の絶対的な文言を根本的に修正し、個人の自律性への尊重に導いている」（*ibid.*, p. 256）と評している。

争の性格付け…は、どのような国際人道法の規則が適用可能であるのかということ⁽⁴³⁾を決定することになる」と説明している。

しかし、近年、特に1990年代中期以降、「武力紛争」の区別は相対化していると言われている。この点については、Meronは、「ICTY上訴裁判部としては、国際的武力紛争と非国際的武力紛争との間の区別を曖昧にすることを推進することになった⁽⁴⁴⁾」とし、ICTYが「武力紛争」の区別の相対化を推し進めることになったものと評している⁽⁴⁵⁾。では、どのような方法に基づきICTYは「武力紛争」の区別の相対化を推し進めることになったのだろうか。重要なのは、Meronが「武力紛争」の区別の相対化を説明するにあたってTadic事件上訴裁判部中間判決の次の判断を引用しているということである。ICTYは、同判決において、「なぜ、2つの主権国家が戦争に従事する場合においては、交戦暴力から文民を保護し、または強姦、拷問または病院、教会、博物館もしくは私的財産の破壊を禁止し、さらに不必要な苦痛を引き起こす兵器を禁止するにもかかわらず、暴力が主権国家の領域内『のみ』に勃発する場合においては、同じ禁止を規定しまたは同じ保護を与えることを控えるのか。国際法が、当然に国家の正当な利益を適切に保護する一方で、人間の保護に次第に取りかかるならば、[国際的武力紛争と非国際的武力紛争という]上記区別が徐々にその重要性を失うべきであることは自然の成り行きでしかない」という判断を示すことになった。

Meronの引用するICTYのこの判断は、国際的武力紛争と非国際的武力紛争のそれぞれの形態に適用される武力紛争法上の規則が異なることを問題視するとともに、国際的武力紛争と非国際的武力紛争に同じ内容の禁止・保護が求められるべきであることを表している。言い換えれば、国際的武力紛争に適用される規則を非国際的武力紛争に導入するという方法に基づくことによって双方に同じ内容の規則が適用されるべきであることを表している。「武力紛争」の区別は相対化し、ある紛

(43) *Ibid.*, p. 260.

(44) *Ibid.*, p. 262.

(45) ICTY以外で言えば、Meronは、「近年の歓迎すべき傾向は適用可能性の異なる敷居を曖昧にしていることである」(*ibid.*, p. 261)として、ICRCの『慣習国際人道法研究』を挙げている。同様のことは、2006年の著書(Meron, *supra* note 15, p. 31)、さらに2011年の論文(Meron, *supra* note 16, p. 50)においても繰り返しなされている。

(46) Meron, *supra* note 10, p. 262.

争が国際的武力紛争として分類されるのか、それとも非国際的武力紛争として分類されるのかという紛争分類は、重要性を失う。

2.3 限界

このようにMeronは、武力紛争法の「人道化」という観念については、人権と人道原則に影響されることによって武力紛争法が国家の利益の保護より個人・住民の権利の保護に焦点を当てるよう変化していることと定義している。その上で、Meronは、相互主義の変化、捕虜の送還についての権利、「武力紛争」の区別の相対化などを武力紛争法の「人道化」という観念の例として示している。もっとも、Meronは、武力紛争法の「人道化」という観念については、その意義を認めている一方で、一定の限界があることも同時に自覚している。この点は、武力紛争法と国際人権法との間に相違があることに関連している。

第1は、個人の殺傷の合法性に関する取扱いの違いである。一方で、武力紛争法については、Meronは、「戦争法は、合法的な付随的損害の文民犠牲者など武力紛争に直接参加しない無実の人々の殺傷を可能にし、または少なくとも許容している⁽⁴⁷⁾」とし、均衡性原則のように状況によっては（軍事的利益が付随的損害に優位する場合は）敵対行為に直接参加しない文民の殺傷が合法となり得ることを説明している。しかし、他方で、国際人権法については、Meronは、「人権法は、あらゆる状況下の身体⁽⁴⁸⁾の無傷と人間の尊厳を保護している」とし、すべての状況において個人が殺傷から保護され得ることを説明している。

第2は、どのような当事者の間の関係を規律するのかという規範的な構造の違いである。一方で、武力紛争法については、Meronは、「武力紛争法は、形式的な平等に基づいて行動する相手方同士⁽⁴⁹⁾の間の生と死のための争いの側面を規律するものである」と整理している。言い換えれば、武力紛争法は、合法的に敵対行為に訴えることが可能である対等な当事者に対して戦闘手段・方法の局面を規制するものである。しかし、他方で、国際人権法については、Meronは、「人権法は、不平等

(47) *Ibid.*, p. 240.

(48) *Ibid.*, p. 240.

(49) *Ibid.*, p. 240.

な当事者の間の関係に適用され、被統治者を統治者から保護するものである⁽⁵⁰⁾と整理している。言い換えれば、国際人権法は、合法的に暴力行為に訴えることが許される者である統治者と合法的に暴力行為に訴えることが許されない者である被統治者との間の非対等な関係を規律し、前者を規制するものである。

これらの諸点を考慮しながら、Meronは、「それ故、2つの制度、すなわち、人権規範と人道規範は別個のものであって、多くの点において異なるものである⁽⁵¹⁾」ことを是認している。このため、Meronは、「人道法または戦争法の人道化を語ることは、多くの点において、用語上の矛盾である⁽⁵²⁾」とまで吐露している。このように見てくると、Meronが、武力紛争法の「人道化」という観念については、その意義を認めているものの、とりわけ、武力紛争法と国際人権法との間に相違があることを率直に容認⁽⁵³⁾することによって一定の限界を抱えていることも同時に自覚していること⁽⁵⁴⁾に対しては、注意が必要であるだろう。

おわりに

本稿の目的は、Meronによる一連の著作を考察対象とすることによって、武力紛争法の「人道化」という観念の中心的部分を⁽⁵⁵⁾解明することにあつた。本稿の検

(50) *Ibid.*, p. 240.

(51) *Ibid.*, p. 240.

(52) *Ibid.*, p. 240.

(53) この武力紛争法と国際人権法との間の相違は、2011年の論文（Meron, *supra* note 16, p. 60）においてもMeronによって率直に容認されている。

(54) この武力紛争法と国際人権法との間の相違以外で言えば、Meronは、武力紛争法の実効性を一定の限界として挙げている。Meronは、「戦争法の人道化の途方もない進歩にもかかわらず、人道化のプロセスに固有の限界を是認しなければならない」（Meron, *supra* note 10, p. 275）とした上で、「規則遵守の低下」（*ibid.*, p. 276）に言及している。類似のことは、2006年の著書（Meron, *supra* note 15, pp. 85-89）においてもMeronによって指摘されている。

(55) 勿論、本来、「人道化」という観念は、武力紛争法の分野に限定されるものではなく、国際法のすべての分野を視野に入れたものである。もっとも、学説上、国際法のすべての分野を検討の対象として「人道化」という観念を用いる場合であっても、「人道化」という観念を明確化することのないまま持論を展開する傾向があるように思われる。例えば、Wolfgang Benedek, "Challenges of a Humanization of International Relations by International Law," in Milha Pogacnik (ed.), *Challenges of Contemporary International Law and International Relations: Liber Amicorum in Honour of Ernest Petric* (European Faculty of Law, 2011), pp. 81-92; Vassilis P. Tzevelekos, "Revisiting the Humanisation of International Law: Limits and Potential: Obligations *Erga Omnes*, Hierarchy of Rules and the Principle of Due Diligence as the Basis for Further Humanisation," *Erasmus Law Review*, Vol. 6 (2013), pp. 62-76; Anne

討の結果としては、次のようにまとめることが許されるだろう。すなわち、武力紛争法の「人道化」という観念は、人権と人道原則の影響を受けることによって武力紛争法が国家の利益を保護することより個人・住民の権利を保護することに重点を変化させることになったことと定義することができる。このように定義される武力紛争法の「人道化」という観念は、例えば、相互主義の変化、捕虜の送還についての権利、「武力紛争」の区別の相対化などにおいて顕著に観察することができた。もっとも、武力紛争法の「人道化」という観念については、その意義が認められたものの、とりわけ、武力紛争法と国際人権法との間に相違が存在する結果として、一定の限界を抱えるものであったことも同時に自覚しなければならない。

すでに本稿の冒頭において紹介している、「武力紛争」の区別の相対化は、このようにMeronが把握した武力紛争法の「人道化」という観念の1つの例として捉えることができる。「武力紛争」の区別の相対化は、武力紛争法の「人道化」という観念の多くの例示の中でも、とりわけ、武力紛争法の基本構造に密接に関連する重大な問題を提起するものと思われる。武力紛争法は事実主義に基づいており、あくまでも事実としての「武力紛争」に適用される。それ故、「武力紛争」とは何かということが武力紛争法の適用にあたって極めて重要になる。この点については、周知の通り、「武力紛争」は国際的武力紛争と非国際的武力紛争に区別されるものと理解されてきた。それぞれの形態に適用される武力紛争法上の規則の内容も異なるものと把握されてきた。したがって、「武力紛争」の区別が相対化されることになれば、それはこの武力紛争法の基本構造を修正する帰結をもたらすことになる。

では、「武力紛争」の区別の相対化は容認することができるのだろうか。言い換えれば、国際的武力紛争に適用される規則を非国際的武力紛争に導入するという方法は容認することができるのだろうか。仮にこの方法を容認することができるとするならば、どの程度まで、この方法を容認することができるのだろうか。本来、国際的武力紛争と非国際的武力紛争は紛争当事者の性格の違いから区別することができる。国際的武力紛争は国家対国家の紛争、民族解放紛争、交戦団体承認が関係す

Peters, *Jenseits der Menschenrechte: Die Rechtsstellung des Individuums im Völkerrecht* (Mohr Siebeck, 2014), pp. 2, 149, 195, 341, 359-360, 388; Maarten den Heijer and Harmen van der Wilt, "Jus Cogens and the Humanization and Fragmentation of International Law," *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 46 (2015), pp. 3-21.

る紛争を内容とするのに対し、非国際的武力紛争は政府対叛徒の紛争と叛徒対叛徒の紛争である。この違いにかかわらず、国際的武力紛争に適用される規則を非国際的武力紛争に導入するという方法が可能であれば、どの程度まで、それは可能であるのだろうか。武力紛争法の「人道化」という観念を念頭に置いた上で、この問い⁽⁵⁶⁾に対して実証的かつ理論的に取り組むことが急務であるものと思われる。

(56) これまで筆者は一連の拙稿においてこの問いに取り組んできた。川岸伸「ジュネーブ諸条約共通第三条の成立過程」『法政研究（静岡大学）』第20巻2号（2015年）193-268頁、第22巻3・4号（2018年）1-84頁；同「非国際的武力紛争への敵対行為規則導入の史的検証（一）～（四）・完——ジュネーブ諸条約第二追加議定書をめぐって——」『法政研究（静岡大学）』第24巻3・4号（2020年）151-167頁、第25巻1号（2020年）43-83頁、第26巻2・3・4号（2022年）1-21頁、第27巻1号（2022年）1-77頁；同「慣習国際人道法の認定方法——ICTYをめぐって——」浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦（編著）『現代国際法の潮流II』（東信堂、2020年）370-383頁；同「非国際的武力紛争を規律する慣習国際人道法の新展開——ICTYをめぐって——」『法政研究（静岡大学）』（近刊）。